

⇩ 使用人兼務役員の判定時期

Q : 法人税では、一定の株主グループに属すると使用人兼務役員になることができないそうですが、何時の時点で判定するのですか？

A : 課税上弊害がない場合は、事業年度末の現況で行うことが認められます。

【解説】

法人税では、次の役員は、使用人兼務役員になれないとしています。

- ① その役員が次の株主グループのいずれかに属していること
 - イ. 第1順位の株主グループの持株割合が50%を超える場合におけるその株主グループ
 - ロ. 第1順位及び第2順位の株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合が初めて50%を超えるときにおけるこれらの株主グループ
 - ハ. 第1順位から第3順位までの株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合が初めて50%を超えるときにおけるこれらの株主グループ
- ② その役員の属する株主グループの持株割合が10%を超えていること
- ③ その役員(その配偶者及びこれらの者の持株割合が50%を超える場合における他の会社を含む)の持株割合が5%を超えていること

使用人兼務役員の判定は、その時々で行うのが原則ですが、課税上弊害がない場合には期末でも認められることになっています。

